

平成18年10月30日

平成12年改正少年法見直しに関する意見

日弁連犯罪被害者支援委員会

弁護士 武内大徳

<意見の趣旨>

1 被害者等の意見聴取

制度を存続させ、より積極的な活用を図るべきである。

2 被害者通知制度

制度を存続させ、より積極的な活用を図るべきである。また、一定の場合には、審判の期日等、審判の進行状況についても通知を可能とする制度を創設すべきである。

3 被害者等による記録の閲覧・謄写

制度を存続させ、より積極的な活用を図るべきである。なお、閲覧・謄写の要件を緩和し、損害賠償請求権行使の目的以外の申立を認めるべきである。

4 少年審判の傍聴

一定の場合には被害者等が少年審判を傍聴しうることを認め、法文上明記すべきである。

5 運用改善の必要性

少年保護事件に関する意見の聴取、記録の閲覧・謄写及び審判結果等の通知の各制度について、被害者等に対する周知に努めるべきである。

<意見の理由>

第1 基本的視点

1 少年保護事件被害者の状況

少年保護事件の被害者は、たまたま加害者が少年であるという一事をもって、成人刑事事件の被害者以上に、加害者に関する情報を遮断されている。

確かに、非行少年の可塑性に働きかけ、可能な限り教育を施すという少年法の保護主義・教育主義の理念は重要であり、これを全面的に排斥するのは相当でない。

しかし、殺人や傷害致死等いわゆる重大事件の被害者にとって、なぜそのような事件が起こったのか、当該事件はどのように審理されているのか、どのような要因が考慮されて審判結果に至ったのか等の事実は、極めて重要な関心事である。

成人の刑事事件であれば、公開の法廷における審理を傍聴し、公判記録を閲覧・謄写し、場合によっては被害者として意見陳述を行うことが可能であって、不十分ながらも裁判に関する情報を取得し、審理の過程に関与する方途が開かれている。

他方、少年保護事件にあっては、平成12年の少年法改正により一定の範囲で記録の閲覧・謄写や意見聴取が認められるに至ったものの、未だ成人刑事事件の被害者に比し格差が大きいと言わざるを得ない。

2 被害者支援法制の流れ

- (1) 平成17年4月に施行された「犯罪被害者等基本法」では、基本理念として、「すべて犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する。」と定められている（同法第3条1項）。

また、同法18条は、国及び地方公共団体の責務として「刑事に関する手続の進捗状況等に関する情報の提供、刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための制度の整備等」を掲げている。

成人刑事事件の被害者と少年保護事件の被害者との間では、個人の尊厳が重んぜられ、情報の提供や参加の機会が拡充されるべき必要性に相違はない。

とすれば、今次の改正少年法見直しに関する議論においても、基本法の理念及び精神を少年保護事件被害者に対して敷衍すべく、被害者への配慮の充実を拡大する方向で見直しを検討すべきである。

(2) また、平成17年12月に閣議決定された「犯罪被害者等基本計画」では、少年保護事件に関する施策として下記の2点が定められている。

① 少年保護事件に関する意見の聴取等各制度の周知徹底

法務省において、少年保護事件に関する意見の聴取、記録の閲覧・謄写及び審判結果等の通知の各制度について、周知に努めていく。

② 少年保護事件に関する犯罪被害者等の意見・要望を踏まえた制度の検討及び施策の実施

法務省において、平成12年の少年法等の一部を改正する法律（平成12年法律第142号）附則第3条により、同法施行後5年を経過した場合に行う検討において、少年審判の傍聴の可否を含め、犯罪被害者等の意見・要望を踏まえた検討を行い、その結論に従った施策を実施する。

今次の改正少年法見直しに関する議論において、基本計画の閣議決定を踏まえ、その精神を活かす方向で見直しを検討されるべきことは論を待たない。ことに、少年審判の傍聴については、基本計画の骨子案には言及がなかったところ、基本計画の検討会における議論を踏まえて「少年審判の傍聴の可否を含め」という文言が挿入された経緯に鑑み、今次の見直しにおいても、積極的に実現を図る方向で検討されるべきである。

3 現行制度の問題点

少年事件の被害者にとって現行制度の大きな問題点の一つは、家庭裁判所における審判手続が「ブラックボックス」と化していることである。

捜査段階において、被害者は、警察の被害者連絡制度あるいは検察庁の被害者等通知制度に基づいて、被疑者の検挙状況、送致先検察庁、処

分の結果等の情報を知ることができる。また、成人刑事事件であれば、検察庁の被害者等通知制度によって、公判期日や公訴事実の要旨について通知を受けられるし、公開の法廷で審理を傍聴することも可能である。

ところが、事件が家庭裁判所へ送致されると、審判の傍聴ができないことはもちろん、審判期日の通知さえ受けることができない。家庭裁判所による被害者通知制度は、少年審判の結果等を通知するものとされていることから、被害者にとっては、検察庁から家裁送致の通知を受けた後は、審判の進捗状況について何ら情報を提供されることなく、審判が終了した後に初めて結果のみを知らされることとなる。

少年法の保護主義の理念がいかに重要とはいえ、成人刑事事件と少年保護事件との間における情報提供ないし被害者関与の程度の格差は著しく大きく、不合理である。

少年事件被害者のなかには、加害少年の逆送を強く希望する者も少なくないが、その根底には、少年を成人同様の刑罰に処して欲しいという要望のほか、いつ、何をやっているか分からない審判手続でなく、期日が明らかで傍聴も可能な刑事裁判で審理してもらいたいとの要望がある。

今次の見直しにあたっては、少年の健全育成を阻害しない範囲において、被害者に対する情報提供や審判への関与の機会を拡充する方策が検討されなければならない。

第2 被害者等の意見聴取について

1 制度の必要性

少年保護事件といえども、被害者の状況についての調査や意見聴取は、事件の本質に関わる重要なものであり、疎かにされるべきでない。

この点、現行の意見聴取制度は、少年審判の過程において被害者が自らの意見を裁判所へ伝える唯一の機会となっており、今後も制度を存続し、積極的な活用を図るべきである。

2 運用に対する評価

改正法の施行状況に関する資料によると、平成13年4月1日から同18年3月31日までの間に意見陳述の申出をした者は825人、そのうち意見を聴取された者は791人とのことであり、積極的に制度が活

用されていると評価できる。

また、意見聴取の態様について、裁判所と調査官のいずれが聴取するか、審判期日と審判期日外のいずれに聴取するかについて、基本的には被害者の意向に応じて実施しているとのことであり、被害者の意見をより適切に審判へ反映させるため、適切な運用がなされていると評価できる。

もっとも、意見聴取の申出数が、記録の閲覧・謄写や審判結果の通知に比して少ないことには、配慮を要する。意見陳述を行うか否かは被害者自身の判断によるとはいえ、本制度の存在が了知されていないことも考えられることから、裁判所あるいは法務省において制度の周知に努めることが期待される。

3 付添人の立会について

なお、被害者の意見聴取については、裁判所が審判期日外に意見を聴取する場合、弁護士付添人の立会を認めるべきとの意見も存する。

しかしながら、被害者が審判期日外の聴取を選択するのは、審判外の和やかな雰囲気の中で自由に意見を述べたいという要望による。かかる場面に弁護士付添人の立会を認めると、被害者が萎縮して自由な意見表明を妨げられるおそれがあるし、記録の入手に制限がある被害者にとって、付添人から事実関係に異議を唱えられても反論する術がない。

付添人の立会を認めるとしても権利性を認めるべきではないし、裁判所の裁量による場合でも、被害者の意向に反することのないよう配慮すべきである。

第3 被害者通知制度について

1 制度の必要性

現行の通知制度は、少年事件被害者にとって、審判結果を知るための唯一の方策となっている。また、事件の終局決定後に審判結果等を通知したとしても、これにより少年の健全育成を阻害する事態が生じるとは考えがたい。

したがって、被害者通知制度は今後も存続させ、より積極的な活用を図るべきである。

2 範囲の拡大について

現行制度では、家裁送致後は事件の終局決定まで、被害者に対し、何らの通知も行われたい。

被害者にとって、審判の進捗状況は重大な関心事であるのに、終局決定までまったく情報を取得できないのは酷である。また、意見陳述を希望する被害者にとって、審判の経過を一切知らされないままでは、審判の状況に応じた的確な意見を述べるのが困難である。

他方、審判期日等の進捗状況を被害者に伝達したとしても、そのことによって直ちに少年の健全育成が阻害されるとは考えがたい。

とすれば、今次の見直しにおいて、審判期日等、審判の進捗状況に関する情報も通知の対象とするよう、検討されるべきである。

第4 記録の閲覧・謄写について

1 制度の必要性

被害者にとって、審判記録の閲覧・謄写は、損害賠償請求権行使に必要な証拠収集の手段として、極めて重要である。被害者が民事訴訟を提起する場合、請求原因として加害者による不法行為の存在を立証しなければならないが、当該保護事件の非行事実に関する記録は、他の資料によっては代替不可能なほどに証拠価値が高い。

本制度は、少年事件にかかる財産的被害の回復を容易にするものとして必要性が高く、今次の見直しにかかわらず存続されるべきである。

2 要件の緩和について

- (1) 現行法は、記録の閲覧・謄写が認められる要件として、①当該被害者等の損害賠償請求権の行使のために必要があると認める場合、②その他正当な理由がある場合、の二類型を定めている。

このうち、②にいう「その他正当な理由」とは、損害賠償請求権の行使と同等の理由が必要であると解されており、単に被害者等が事件の内容を知りたいという場合は、正当な理由があるとは認められないとするのが一般である。現に、裁判所における運用においても、損害賠償請求権行使以外の場合に閲覧・謄写が認められることは極めて稀

である。

- (2) しかしながら、危険運転致死罪や業務上過失致死罪のような交通事故の場合、加害少年（ないし自動車の所有者たる親族）が自動車損害賠償保険に加入しており、財産的被害の早期回復が可能なケースも少なくない。

かかる場合に、被害者等が保険会社を通じて損害賠償の支払を受けると、少年に対する損害賠償請求権が消滅することから、「損害賠償請求権の行使のため」に記録の閲覧・謄写を申し出ることが不可能となってしまう。

- (3) 被害者にとって、記録の閲覧・謄写は、単に損害賠償請求の手段として必要なだけでなく、どのようにして事件が起こったのか、なぜ自分が被害を受けたのかといった事実を知るためにも極めて重要である。ことに、被害者が死亡しているような重大事件において、事件の経緯等を正確に知ることは、遺族の精神的被害の回復にとって不可欠である。すなわち、損害賠償請求権行使以外の場合でも、記録の閲覧・謄写を認めるべき必要性は高い。

他方、損害賠償請求権行使以外の申出を認めたとしても、裁判所は、少年の健全育成等を考慮して不相当と認めるときは閲覧・謄写を不許可とすることができるし、閲覧・謄写を許可された者に対しては記録の利用に関して配慮義務が課せられることから、少年の健全育成が直ちに阻害されることにはならない。

とすれば、今次の見直しにあたって記録の閲覧・謄写に関する要件を緩和し、①閲覧・謄写を求める理由が正当でないとする場合及び②少年の健全育成に対する影響等を考慮して不相当と認める場合を除き、原則として閲覧・謄写を認める方向で改正を検討すべきである。

第5 審判の傍聴について

1 現行制度の問題点

前述のとおり、殺人や傷害致死等いわゆる重大事件の被害者にとって、なぜそのような事件が起こったのか、当該事件はどのように審理されているのか、どのような要因が考慮されて審判結果に至ったのか等の事実は、極めて重要な関心事である。

成人の刑事事件であれば、公開の法廷における審理を傍聴し、被告人の面前で意見陳述を行うことが可能であるのに、少年保護事件においては、被害者が審判の過程に関与する方が閉ざされている。

2 規則第29条について

この点、少年審判規則第29条は「裁判長は、審判の席に、少年の親族、教員その他相当と認める者の在席を許すことができる」と定めており、当該事件の被害者も「相当と認める者」として在席を許可される可能性は存する。

もっとも、同規則については、被害者は「相当と認める者」に含まれないとする解釈論が主張されており、現に、同規則に基づいて被害者の在席が許可されることは極めて稀である。

3 改正の必要性

前述のとおり、犯罪被害者等基本計画は、少年保護事件に関する犯罪被害者等の意見・要望を踏まえた施策として「法務省において... 少年審判の傍聴の可否を含め、犯罪被害者等の意見・要望を踏まえた検討を行い、その結論に従った施策を実施する」と定めている。

さらに、少年審判の傍聴については、基本計画の骨子案には言及がなかったところ、基本計画の検討会における議論を踏まえて「少年審判の傍聴の可否を含め」という文言が挿入された経緯に鑑みれば、今次の見直しにおいても、積極的に実現を図る方向で検討されるべきである。

4 保護主義の理念との調整

確かに、少年の健全育成の観点からすれば、審判廷に被害者が在席し、少年に対して強い非難の視線を向けるような事態は望ましくない。また、被害者が積極的に非難しない場合であっても、被害者が在席することによって少年が心理的に萎縮し、心情の率直な吐露が阻害されるおそれを否定できない。

したがって、被害者の傍聴を成人刑事事件と同様に広く認めることは保護主義の理念と抵触し、相当とはいえない。

しかし、少年保護事件のなかには、少年が被害者と真摯に向き合い、

自らの非行が招いた結果を正面から受け止めることが更生に資するケースも考えられる。近時、諸外国において実施されている修復的司法の観点からも、少年と被害者が対面することの重要性を指摘することが可能である。

そうであれば、少年保護事件においても被害者の傍聴を全面的に排斥すべきでなく、一定の場合には、裁判長の裁量によって在席を許可することを認めるべきである。

そして、少年審判規則第29条の解釈が一律でない現状に鑑みれば、被害者が審判を傍聴しうることを少年法の法文上明記すべきである。

第6 運用改善の方策

1 制度の周知の必要性

被害者の意見聴取、審判結果の通知及び審判記録の閲覧・謄写の各制度は、いずれも被害者からの申出があることを前提としている。したがって、制度が従前に運用されるためには、まずもって被害者が各種制度の存在を了知していることが不可欠となる。

しかしながら、改正法の施行状況に関する資料によると、各種制度の申出数は、少年事件全体の件数に比して僅少にとどまっている印象を受ける。

犯罪被害者等基本計画が定めるとおり、少年保護事件に関する各種の制度について、被害者及び司法関係者に対する周知徹底が図られなければならない。

2 運用改善の提言

そこで提言であるが、検察庁が被害者等通知制度に基づいて家庭裁判所送致に事実を通知する際、通知書に上記の制度に関する説明を記載してはどうか。

当職の知るかぎり、上記通知は「〇〇〇〇に対する××事件については、平成〇〇年〇月〇日、××家庭裁判所に送致したので通知します」という一文のみが記載されている例が多いようである。この通知に際し、意見聴取等の制度に関する説明を記載することは極めて簡便であるし、新たな費用負担もほとんど生じない。

例えば、同庁が行っている裁判結果の通知においては、執行猶予の付されていない判決確定の場合、「受刑者の釈放に関する通知を受けることができます」旨の記載があり、受刑者釈放通知制度に関する情報が提供されている。家裁送致の通知に際しても、同様の運用改善が望まれる。

以上